

高山市特定市営住宅管理条例の一部を改正する条例の概要について

1. 公営型特定市営住宅の新設

地域の実情に応じて市営住宅の需給バランスを調整し、適正に配置するために、空き室が多い中堅所得者向け（特定公共賃貸住宅）の住宅の一部を低所得者向けの住宅（公営型特定市営住宅）として供給する。変更する住宅は、市が独自に設置する特定市営住宅に位置付けるが、公営住宅に準じた管理運営とするため、その名称を公営型特定市営住宅とする。

(1) 入居者の資格及び家賃の決定方法

公営住宅に準じたものとする。

(2) 特定公共賃貸住宅から公営型特定市営住宅に切り替える住宅

高山地域	桜ヶ丘団地	(集合)	5戸
		(戸建)	3戸
久々野地域	久々野団地	(集合)	4戸
高根地域	上ヶ洞中央団地	(集合)	5戸
上宝地域	奥飛驒温泉郷団地	(集合)	4戸
計			21戸

2. 特定市営住宅の一部の廃止

1棟1戸で形成されている特定市営住宅について、定住希望者への売却に応じる住宅に切り替え定住促進を図るために廃止する。

(1) 廃止する特定市営住宅

丹生川地域	折敷地若者定住団地	1戸
丹生川地域	下保団地	1戸
久々野地域	中島団地	1戸
計		3戸

公営型特定市営住宅位置図

(高山市山口町)



(高山市山口町)



公営型特定市営住宅位置図

(高山市久々野町久々野)



(高山市高根町上ヶ洞)



公営型特定市営住宅位置図

(高山市奥飛驒温泉郷一重ヶ根)



廃止特定市営住宅位置図

(高山市丹生川町折敷地)



(高山市丹生川町下保)



廃止特定市営住宅位置図

(高山市久々野町無数河)

